

6月は  
環境月間

# 「環境に良いこと」ははじめませんか

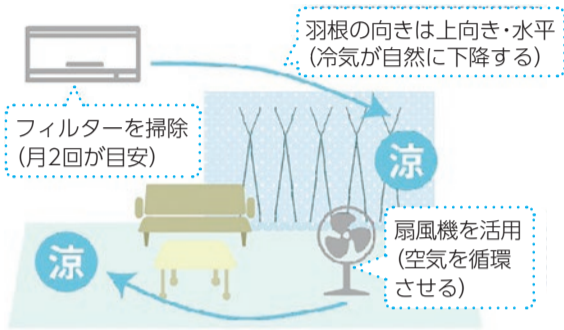
環境問題解決のために、一人一人が環境に優しい生活を実践することが大切です。  
今回は、身近なところからできる環境を守るための取り組みをご紹介します。



## ◆家庭でできる夏の省エネ◆

夏の省エネで、環境と家計に優しい生活を実践しましょう。

- エアコン使用時は設定温度や使用環境を工夫しよう  
「エアコンを頻繁にオンオフしない」「室外機の周囲に物を置かない」等、熱中症に注意しながら無理なく省エネしましょう。
- 室内に入ってくる熱を減らそう  
遮熱対策として、カーテンやブラインドのほか、住宅の外側で日差しを遮るみどりのカーテンなども効果的です。
- 季節や時間に応じて冷暖房機器等の設定変更を
  - ▶夏は便座暖房を「オフ」、洗浄温水は「低め」に設定する
  - ▶日中は照明を消し、夜間は点灯を最小限にする
  - ▶冷蔵庫の設定温度を、夏は「中」、春・秋・冬は「弱」に設定する
  - ▶テレビ画面の「輝度」を下げる、「省エネモード」に設定する



## ◆5月30日はごみゼロデー◆

区では毎年5月30日をごみゼロデーとし、地域の皆さまにご協力いただき、美化清掃を行っています。地域の「美化の輪」を広げ、新宿をきれいなまちにするために多くの方のご参加をお願いします。

日時・集合場所 5月30日(火)(雨天中止)

▶高田馬場駅周辺地区…午前10時から／高田馬場駅前ロータリー広場、▶新宿駅東口周辺地区…午後2時30分から／新宿駅東口広場、▶新宿駅西口周辺地区…午後2時30分から／新宿駅西口モード学園コクーンタワー前

申込み ▶個人で参加…当日直接、集合場所へ、▶団体(町会・自治会・企業・学校等)で参加…代表者の方が参加票に団体名・参加人数等を記入し、5月26日(金)までに郵送(必着)・ファックスまたは直接、問合せ先・特別出張所へ。参加票は問合せ先、特別出張所で配布しているほか、新宿区ホームページから取り出せます。

問合せ ごみ減量リサイクル課まち美化係(〒160-8484歌舞伎町1-4-1、本庁舎7階) ☎(5273)4267・☎(5273)4070

## ◆生活騒音に気を付けましょう◆

- 生活騒音が原因のトラブルを起こさないためのポイント
  - ▶深夜・早朝は大きな音を出さないよう特に注意する
  - ▶音響機器・エアコンの室外機・洗濯機等は、隣家から離して設置する
  - ▶音響機器の音量や使用時間帯に注意し、ヘッドホン等を使用する
  - ▶エアコンや洗濯機等は低騒音型の機種を選び、早朝や深夜の使用を控える
  - ▶防音マット・防音カーテン・二重サッシを取り付ける
  - ▶騒音計で自分が出している音の大きさを確認する

●騒音計(右写真)を貸し出しています

貸出期間は1週間です。トラブル防止にお役立てください(録音不可)。

対象 区内在住・在勤・在学の方

申込み 事前に電話で問合せ先へ。

問合せ 環境対策課公害対策係(本庁舎7階) ☎(5273)3764



## ◆新宿エコ自慢ポイント◆

エコな活動を行ってポイントを貯めると環境に優しい景品がもらえます。令和5年度からは、区の食品ロス削減協力店の利用や、フードドライブへの食料品の提供、家庭の電力を環境にやさしい再生エネルギーに切り替えることでもポイントが貯まるようになりました。新規登録・ポイントの登録・景品の交換等詳しくは、下記問合せ先へ。

問合せ ▶ごみ減量リサイクル課ごみ減量計画係(本庁舎7階) ☎(5273)3318、▶新宿リサイクル活動センター(高田馬場4-10-2) ☎(5330)5374、▶西早稲田リサイクル活動センター(西早稲田3-19-5) ☎(5272)5374、▶環境学習情報センター(西新宿2-11-4、新宿中央公園内) ☎(3348)6277

# みどりを育てる取り組みを支援します

各制度には条件があります。詳しくは、お問い合わせください。





## ◆屋上等緑化への助成

既存の建物または敷地面積1,000㎡未満の新築・改築工事で、建物の屋上や壁面を緑化する方に、工事費の一部を助成します。

種別	助成額(①②のいずれか低い額)	助成限度額	
屋上緑化(1㎡以上)	土の厚さが30cm未満	①工事費の2分の1 ②1㎡につき1万5,000円	30万円
	土の厚さが30cm以上	①工事費の2分の1 ②1㎡につき3万円	
壁面緑化(3㎡以上)	①工事費の2分の1 ②1㎡につき5,000円	10万円	

※「屋上緑化等推進モデル地区」の新宿駅の周辺地域では助成単価・限度額を増額しています。

※工事着手前かつ令和6年3月31日までに完了する業者発注工事が対象です。

## ◆接道部緑化への助成

道路に面した敷地に新たに長さ2m以上の生け垣等を作る方に、工事費の一部を助成します。生け垣等の設置と同時にブロック塀等を撤去する場合は、撤去費用の一部も助成します。



種別	助成額	
生け垣設置	高さ1m以上1.5m未満の樹木による植栽	1㎡につき1万7,000円
	高さ1.5m以上の樹木による植栽	1㎡につき2万1,000円
植樹帯設置	高さ0.3m以上の樹木による植栽、かつ、高さ1m以上の樹木が長さ2mにつき1本以上の割合で植栽	1㎡につき7,000円
	高さ0.3m以上の樹木による植栽、かつ、高さ3m以上の樹木が長さ4mにつき1本以上の割合で植栽	1㎡につき1万4,000円
ブロック塀撤去	高さ1m以上の万年塀等	1㎡につき6,000円
	高さ1m以上のブロック塀・大谷石塀等	1㎡につき1万2,000円

※設置・撤去いずれも40万円が限度額です。

※「みどりの推進モデル地区」の筆筒地域では助成単価・限度額を増額しています。

※工事着手前かつ令和6年3月31日までに完了する業者発注工事が対象です。

## ◆保護樹木制度

「みどりの文化財」として大きな樹木・樹林・生け垣を残していけるよう、区が樹木等を保護指定し、維持管理費の一部を助成しています。

指定基準	助成額(年額)
樹木…高さ1.5mの位置で幹周りが1.2m以上	9,000円(2本目以降は4,500円)
樹林…500㎡以上	9,000円(1,000㎡を超えるものは1,000㎡につき4,500円を加算)
生け垣…高さ1.2m以上で長さ15m以上	長さ20mまでは1㎡につき900円、20mを超えるものは1㎡につき450円

問合せ みどり公園課みどりの係(本庁舎7階) ☎(5273)3924